

令和3年度 第1回

音更町交通安全運動推進委員会議案

日 時 令和3年4月30日（金）
午後1時30分

場 所 音更町役場 第1・第2委員会室

音 更 町

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 町長あいさつ

4 議事

議案第1号 第11次音更町交通安全計画策定に係る諮問について

議案第2号 令和3年音更町交通安全運動推進方針について

報告第1号 令和2年交通規制実施内容について

報告第2号 令和3年交通規制要望事項について

報告第3号 令和3年度音更町交通安全対策事業予算について

5 閉会

議案第1号 第11次音更町交通安全計画策定に係る諮問について

交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度以降、5年毎に策定している「音更町交通安全計画」について、今年度、令和3年度から令和7年度までを対象期間とした「第11次計画」を策定するにあたり、音更町交通安全運動推進委員会から提言願いたく諮問します。

●第11次音更町交通安全計画の策定について

1 計画策定の趣旨

(1) 目的

第11次音更町交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念のもと、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策を積極的に推進し、安全で安心なまちづくりを進めることを目的として策定するものです。

(2) 位置付け

交通安全対策基本法に規定される町の交通安全計画、第6期音更町総合計画の分野計画

(3) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

なお、これまでの計画策定状況は、次のとおりです。

期別	計画期間（対象年度）	期別	計画期間（対象年度）
第1次	昭和46年度～50年度	第7次	平成13年度～17年度
第2次	昭和51年度～55年度	第8次	平成18年度～22年度
第3次	昭和56年度～60年度	第9次	平成23年度～27年度
第4次	昭和61年度～平成2年度	第10次	平成28年度～令和2年度
第5次	平成3年度～7年度	<u>第11次</u>	<u>令和3年度～7年度</u>
第6次	平成8年度～12年度		

(4) その他

第11次音更町交通安全計画の策定は、交通安全対策基本法により、今年度、北海道が策定する第11次北海道交通安全計画に基づき計画を策定します。

2 策定スケジュール（案）

区分	3月	4月	5月	6月	7月	8月
国	●計画決定（29日）					
道	●素案作成（25日） ●パブコメ（25日～）			●計画策定委員会報告	●計画決定	
音更町		●第1回委員会（30日） （計画策定に係る諮問）	●第2回委員会（下旬） （素案協議）	●町議会説明 ●パブコメ（下旬～）	●第3回委員会（下旬） （計画策定に係る答申）	●計画決定（上旬）

【参考】北海道の「第11次交通安全計画」(素案)のポイント

- 人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案し、究極的には交通事故のない社会を目指す。
- 高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保し、「人優先」の交通安全思想を基本に、施策を推進する。
- 高齢歩行者の交通事故や高齢運転者による交通事故は、喫緊の課題であり、高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、年齢や障害の有無等に関わりなく、安全に安心して暮らせる「共生社会」の構築を目指す。

議案第2号 令和3年音更町交通安全運動推進方針について

令和3年音更町交通安全運動推進方針

令和2年における本町の交通安全運動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年通りの活動は実施できませんでしたが、帯広警察署・音更町交通安全協会ほか多くの機関・団体の協力を得て、年間5回の期別運動を中心に啓発活動の推進を図りました。

また、幼児・小学生を対象に交通安全教室の開催や危険交差点等に対する注意看板設置などの交通事故防止対策を継続して実施しました。

こうした施策を推進した結果、令和2年中における音更町の交通事故は、発生件数で54件（前年比3件の減）、死者数0人（前年比1人の減）、傷者数59人（前年比12人の減）となり、発生件数、死者数、傷者数ともに前年より減少しています。

また、全道についても、発生件数で1,697件、死者数で8人、傷者数で2,003人と全てにおいて前年より減少しています。

本町においては、本年1月6日に交通死亡事故ゼロ500日を達成しましたが、1月29日に死亡事故が発生しており、いまだに悲惨な交通事故が多く、更に交通事故を減らすために、交通ルールやマナーの遵守についての呼びかけ等を強化してまいりたいと考えています。

「交通事故のない社会の実現」が、交通安全運動の究極的な目標です。

その実現に向け、今まで以上に関係機関・団体との連携・協力をより強化し、交通事故防止のための継続的な運動が必要かつ不可欠なものとなっています。

本町では、主要幹線道路における交通量が増加しており、更なる交通事故の多発が危惧されることから、令和3年についても継続した交通安全対策の実施が必要と認識しております。

以上のことから、令和3年音更町交通安全運動推進方針は、「交通死亡事故の抑止」を最重要目標とし、「ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な北海道～」とする年間スローガンのもと、交通安全運動を住民の皆さんや関係機関・団体と十分に連携しながら推進してまいります。

1 令和3年の重点目標

- (1) 交通死亡事故死ゼロ日数の更なる継続を第一目標とする
- (2) ①「飲酒運転の根絶」、②「スピードダウン」、③「シートベルト全席着用」、
④「自転車安全利用」を重点とした交通安全運動の展開
- (3) 住民参加の交通安全活動の推進

2 具体的に展開する内容

- (1) 交通安全広報車等による啓発及び関係機関・団体（北海道警察・音更町交通安全協会等）と連携したパトロール活動
- (2) 信号機及び規制標識等の公安委員会への設置要望
- (3) 交通安全教室の実施及び高齢者の安全運転講習会への参加奨励
- (4) 歩行者の夜光反射材着用と自転車運転者のライト早め点灯の奨励
- (5) 北海道自転車条例によるヘルメット着用と損害賠償保険等への加入促進
- (6) 町広報紙、ホームページ及び新聞等による広報活動
- (7) 旗波街頭啓発や交通安全資材の配布によるスピードダウン、全席シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用促進と飲酒運転の根絶
- (8) 老人クラブ交通安全推進員活動の支援
- (9) 関係団体と協力したパトライト作戦の実施

令和3年 音更町交通安全運動実施計画

重 点 目 標	交通死亡事故の抑止					
年 間 ス ロ ー ガ ン	ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～					
通 年 運 動	飲 酒 運 転 の 根 絶	・飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。				
	ス ピ ー ド ダ ウ ン	・速度の出し過ぎによる危険性の周知、思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。				
	シ ー ト ベ ル ト 全 席 着 用	・シートベルト・チャイルドシートの全席着用の徹底を図るため、広報啓発活動を推進する。				
	自 転 車 安 全 利 用	・交通ルールの遵守と交通マナー向上に向けた広報啓発活動を推進する。 ・乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進する。				
	安 全 意 識 の 向 上	・年齢を問わず、歩行者・自転車利用者等を対象に広報啓発等を行い、夜光反射材の着用・定着を図る。 ・デイ・ライト運動や早めの点灯を呼びかけるほか、夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。 ・「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知する広報啓発活動を推進する。				
	交 通 安 全 の 日	・道民交通安全の日(毎月15日) ・町民交通安全の日(毎月1日、10日、15日)				
期 別 運 動	運 動 名	春の全国交通安全運動	行楽期の交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
	実 施 期 間	4/6(火)～15(木)	6/1(火)～10(木)	7/13(火)～22(木)	9/21(火)～30(木)	11/13(土)～22(月)
	期 別 運 動 の 重 点	○外出の機会が増える子どもや活動期に入る自転車利用者の交通事故防止をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・子供と高齢者の交通事故防止 ・自転車の安全利用の啓発 ・シートベルト・チャイルドシートの全席着用	○行楽等に伴う交通事故抑止 ○飛び出しなど子供や高齢者の交通事故防止 ○スピードの出し過ぎ防止	○観光や夏型レジャー等に伴う事故防止や飲酒運転根絶をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・居眠り運転事故の防止 ・二輪車・自転車の交通事故防止 ・子供と高齢者の交通事故防止 ・シートベルト・チャイルドシートの全席着用	○日没時間が早まることによる夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・夕暮れ時の早め点灯の強化によるデイ・ライトの推進 ・高齢者の交通事故防止 ・シートベルト・チャイルドシートの全席着用	○凍結路面でのスリップ事故防止や年末に増加する飲酒運転根絶をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・高齢者の交通事故防止 ・夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車の交通事故防止 ・交差点の交通事故防止
	全 道 統 一 行 動 日	4/6(火)セーフティコール		7/13(火)セーフティコール	9/21(火)セーフティコール	11/12(金)セーフティコール
	地 域 ・ 職 域 運 動	・交通事故死ストップ十勝百日作戦 9/1(水)～11/30(火)				
交 通 安 全 の 日 運 動	・新入学(園)期の交通安全期間(4/8～4/30)、交通事故死ゼロを目指す日(4/10, 9/30)、無事故の日(6/25)、飲酒運転根絶の日(7/13)、バイクの日(8/19)、自転車安全日(毎月第1及び第3金曜日)					
特 別 対 策	・交通死亡事故などの発生状況を踏まえ、地域の実態に応じた広報啓発・街頭指導等の緊急対策を実践する。					

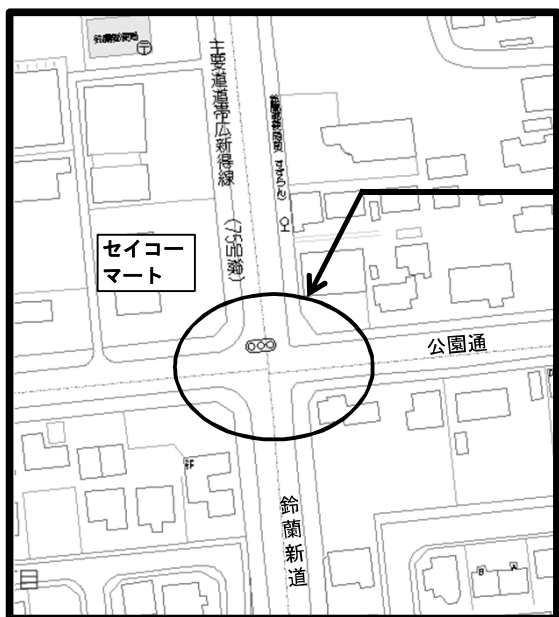
報告第1号 令和2年交通規制実施内容について

区分・種類		箇所	設置箇所	設置月
信号機	定周式	1	字下音更北8線11番地先(道道上土幌土幌音更線と北8線道路との交差点)	R2. 2
	押しボタン式	0		
	一灯式	0		
横断歩道		1	字下音更北8線11番地先(道道上土幌土幌音更線と北8線道路との交差点)	R2. 2
速度規制		0		
駐車禁止		0		
はみ出し禁止		0		
追越禁止		0		
一時停止		0		

なお、令和3年の実施内容となりますが、信号機(定周式)が令和3年1月6日に供用開始しています。

設置箇所

音更町すずらん台仲町北1丁目1番地先(道道帯広新得線と北4線道路との交差点)



交通規制要望に対する設置件数

要望年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
要望事項		要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数	要望 件数	設置 件数
信号機	定周式	29		29		30		29		28		28	1	28		27		27		27		27	1
	押しボタン式	7		8		8		11		11		12		13		17		17		20		20	
	一灯式	3		3		3		3		3		3		3		0		0		0		0	
	小計	39	0	40	0	41	0	43	0	42	0	43	1	44	0	44	0	44	0	47	0	47	1
横断歩道		31		32		35		34		35		38	1	37		39		40		36	1	35	1
速度規制		28		29		30		30		30		30		30		30		30		30		29	
駐車禁止		2		2		2		2		2		2		2		3		3		3		3	
はみ出し禁止		2		2		2		2		2		2		2		2		2		2		2	
追越禁止																							
一時停止		118		139		139		137		141※	4	143	2	137		140	2	139		139		140	
車両通行帯の設置(進路方向進行区分及び進路変更禁止)																							
その他		5		7		7	2	7		7		9	1	10		12		11		12	1	11	
小計		186	0	211	0	215	2	212	0	217	0	224	4	218	0	226	2	225	0	222	0	220	0
合計		225	0	251	0	256	2	255	0	259	0	267	5	262	0	270	2	269	0	269	2	267	2
一時停止規制標識等 大型化(オーバーハング)																							現時点 の件数

※平成22年設置の押しボタン式信号機は町からの要望外の位置に設置

※平成27年設置の一時停止標識は、道路新設に伴う設置

※平成29年の一時停止標識の要望件数が減少しているのは、設置月日は不明ですが要望箇所へ一時停止標識の設置が確認されたため。

報告第2号 令和3年交通規制要望事項について

令和3年1月20日要望書提出

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年月
1	信号機 (定周式)	音更町北鈴蘭北5丁目6番地先	木野北通【町道北6線道路】と道道上士幌土幌音更線の交差点			継続	14年12月
2	信号機 (定周式)	音更町東通12丁目4番地先	音更東大通【東2線道路】と花園通【町道3号道路】の交差点			継続	5年11月
3	信号機 (定周式)	音更町字下音更北8線西26番地先	国道241号帯広北バイパスと町道下音更北8線道路の交差点			継続	7年11月
4	信号機 (定周式)	音更町新通2丁目2番地先	国道241号と音更北大通【町道音更5号道路】の交差点			継続	5年11月
5	信号機 (定周式)	音更町雄飛が丘南区1番地先	千畳通と桜が丘通【町道4号道路】の交差点			継続	5年11月
6	信号機 (定周式)	音更町木野西通9丁目6番地先	町道基線道路と北4線道路【鈴蘭通】の交差点			継続	15年12月
7	信号機 (定周式)	音更町緑陽台仲区28番地先	町道基線道路と町道北8線道路の交差点			継続	8年11月
8	信号機 (定周式)	音更町南鈴蘭北3丁目13番地先	町道南鈴蘭北4線道路と公園通の交差点			継続	10年12月
9	信号機 (定周式)	音更町共栄台西12丁目7番地先	共栄幹線と町道832号線の交差点			継続	15年12月
10	信号機 (定周式)	音更町雄飛が丘南区3番地先	雄飛が丘通【町道3号道路】と千畳通の交差点			継続	14年3月
11	信号機 (定周式)	音更町大通18丁目3番地先	町道基線通と町道1号の交差点			継続	17年12月
12	信号機 (定周式)	音更町木野大通東13丁目4番地先	町道木野北通と町道木野東大通の交差点			継続	17年12月
13	信号機 (定周式)	音更町南鈴蘭北3丁目12番地先	町道北4線道路と町道公園通の交差点			継続	17年12月
14	信号機 (定周式)	音更町緑陽台南区21番地先	緑陽通と西1号の交差点(歩行者用信号機の増設 2方向⇒4方向)			継続	18年5月
15	信号機 (定周式)	音更町木野大通東17丁目5番地先	東3号(町道1-200)と町道992号の交差点			継続	20年1月
16	信号機 (定周式)	音更町十勝川温泉南13丁目1番地先	道道帯広浦幌線(73号)と東15号(町道295号)の交差点			継続	20年1月
17	信号機 (定周式)	音更町木野大通西7丁目1番地先	国道241号と町道1009号線の交差点			継続	21年1月
18	信号機 (定周式)	音更町字東和西4線	国道241号と8号(町道93号線)の交差点			継続	21年1月
19	信号機 (定周式)	音更町雄飛が丘仲区1番地先	道道上士幌土幌音更線と町道5号道路の交差点			継続	22年1月
20	信号機 (定周式)	音更町字東和西4線64番地先	国道241号と町道92号道路の交差点			継続	22年1月
21	信号機 (定周式)	音更町字音更西2線23番地先	国道241号北バイパスと町道4号道路の交差点			継続	22年1月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年月
22	信号機 (定周式)	音更町字下士幌北5線東35番地先	町道下士幌北5線と町道東7号道路の交差点			継続	23年1月
23	信号機 (定周式)	音更町ひびき野西町1丁目7番地先	町道1102号線と北2線道路の交差点			継続	23年1月
24	信号機 (定周式)	音更町雄飛が丘南区19番地先	道道上士幌士幌音更線(337号)と町道4号の交差点			継続	23年1月
25	信号機 (定周式)	音更町字音更西1線5番地先	道道上士幌士幌音更線(337号)と町道1号の交差点			継続	25年1月
26	信号機 (定周式)	音更町ひびき野東町1丁目6番地先	道道長流枝内木野停車場線と町道東4号道路【南宝来通】の交差点			継続	28年1月
27	信号機 (定周式)	音更町字万年基線35番地	道道熊牛音更線と6号道路の交差点			継続	20年1月
1	信号機 (押しボタン式)	音更町字音更西1線68番地先	道道音更新得線と音更11号【町道1-118号】の交差点			継続	13年3月
2	信号機 (押しボタン式)	音更町新通5丁目1番地先	国道241号と町道811号線の交差点			継続	14年3月
3	信号機 (押しボタン式)	音更町木野東通4丁目3番地先	町道木野東通			継続	17年12月
4	信号機 (押しボタン式)	音更町中鈴蘭南4丁目7番地先	町道165号と町道176号のT字交差点			継続	20年1月
5	信号機 (押しボタン式)	音更町新通8丁目5番地先	音更東大通【町道1-200号】と町道2-121号のT字交差点			継続	20年1月
6	信号機 (押しボタン式)	音更町字下士幌北2線東51番地先	下士幌へき地保育所前の道道上士幌音更線316号			継続	22年1月
7	信号機 (押しボタン式)	音更町共栄台東11丁目6番地先	共栄幹線と国見通【北5線】の交差点			継続	22年1月
8	信号機 (押しボタン式)	音更町柳町仲区21番地先	町道2-439号と北8線【町道2-372号の交差点】			継続	24年1月
9	信号機 (押しボタン式)	音更町駒場南2条通2番地先	道道上士幌士幌音更線と幹線の交差点(横断歩道設置と重複)			継続	26年1月
10	信号機 (押しボタン式)	音更町緑陽台仲区22番地先	町道2-209号と町道621号の交点北側			継続	26年1月
11	信号機 (押しボタン式)	音更町南鈴蘭南5丁目2番地先	道道337号線と町道1135号の交差点西側			継続	26年1月
12	信号機 (押しボタン式)	音更町駒場南先	主要道道音更新得線133号線と道道上士幌士幌音更線337号の交差点			継続	28年1月
13	信号機 (押しボタン式)	音更町ひびき野仲町1丁目9番地先	道道長流枝内木野停車場線			継続	28年1月
14	信号機 (押しボタン式)	音更町字下士幌北5線44番地先	道道長流枝内木野停車場線と道道上士幌音更線の交差点			継続	30年1月
15	信号機 (押しボタン式)	音更町字下士幌北2線東47番地先	道道帯広浦幌線と道道上士幌音更線の交差点			継続	30年1月
16	信号機 (押しボタン式)	音更町北鈴蘭南1丁目3番地先	国見通と町道1050号の交差点			継続	30年1月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年月
17	信号機 (押しボタン式)	音更町南鈴蘭北6丁目11番地先	公園通と町道1168号の交差点			継続	30年 1月
18	信号機 (押しボタン式)	音更町木野東通17丁目4番地先	北8線(町道2-372号)と町道1180号との交差点			継続	元年 5月
19	信号機 (押しボタン式)	音更町柳町南区3番地先	木野東大通(町道1-200号)と町道438号の交差点			継続	元年 10月
20	信号機 (押しボタン式)	音更町十勝川温泉南14丁目1番地先	道道帯広浦幌線(73号)と町道186号のT字交差点			継続	元年 11月
1	横断歩道	音更町柳町仲区16番地先	町道439号線と町道466号線の交差点			継続	14年 12月
2	横断歩道	音更町大通9丁目4番地先	道道音更新得線と町道121号線の交差点			継続	14年 12月
3	横断歩道	音更町南鈴蘭北2丁目5番地先	町道北4線と町道538号線の交差点			継続	14年 12月
4	横断歩道	音更町南鈴蘭北5丁目8番地先	町道北4線と町道308号線の交差点			継続	14年 12月
5	横断歩道	音更町大通9丁目4番地先	町道120号線と町道121号線の交差点			継続	14年 12月
6	横断歩道	音更町ひびき野仲町1丁目8番地先	町道東3号道路と町道701号道路【南宝来通】の交差点			継続	15年 2月
7	横断歩道	音更町ひびき野仲町1丁目6番地先	町道869号道路【宝来中央通】と町道701号道路【宝来南通】の交差点			継続	15年 2月
8	横断歩道	音更町ひびき野東町1丁目4番地先	町道東4号道路と町道701号道路【南宝来通】の交差点			継続	15年 2月
9	横断歩道	音更町ひびき野東町1丁目6番地先	道道長流枝内木野停車場線と町道東4号道路【南宝来通】の交差点			継続	15年 2月
10	横断歩道	音更町大通5丁目2番地先	道道音更新得線プロスパ6の北側交差点			継続	14年 3月
11	横断歩道	音更町中鈴蘭南4丁目8番地先	町道165号線と町道429号線の交差点			継続	8年 11月
12	横断歩道	音更町新通7丁目5番地先	桜が丘通と音更東大通の交差点			継続	10年 12月
13	横断歩道	音更町十勝川温泉南5丁目2番地先	道道帯広浦幌線と町道北1線道路の交差点			継続	6年 11月
14	横断歩道	音更町宝来東町北1丁目1番地先	道道帯広浦幌線と町道856号の交差点			継続	16年 12月
15	横断歩道	音更町木野大通西7丁目1番地先	町道木野市街西側第16号と町道南鈴蘭入口との交差点			継続	17年 12月
16	横断歩道	音更町中鈴蘭南1丁目3番地先	町道2-166号と町道179号のT字交差点			継続	19年 1月
17	横断歩道	音更町雄飛が丘南区1番地先	千畳通と桜が丘通(町道4号道路)の交差点			継続	20年 1月
18	横断歩道	音更町木野大通西2丁目3番地先	道道上土幌土幌音更線(337号)と町道47号の交差点			継続	20年 1月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年月
19	横断歩道	音更町南鈴蘭北6丁目6番地先	公園通(北4線・町道198号)と道道帯広新得線(75号)【鈴蘭新通】の交差点			継続	20年1月
20	横断歩道	音更町北鈴蘭北4丁目3番地先及び北鈴蘭北4丁目2番地先	町道1052号と町道216号の交差点			継続	20年1月
21	横断歩道	音更町北鈴蘭北2丁目1番地先	町道1050号と町道1055号のT字交差点			継続	20年1月
22	横断歩道	音更町南鈴蘭北3丁目9番地先	公園通と町道537号のT字交差点			継続	21年1月
23	横断歩道	音更町木野西通8丁目1番地先	鈴蘭通			継続	21年1月
24	横断歩道	音更町南鈴蘭南3丁目4番地先	公園通と道々上土幌土幌音更線337号のT字交差点			継続	24年1月
25	横断歩道	音更町東通12丁目4番地先	音更東大通【東2線道路】と花園通【町道3号道路】の交差点			継続	25年1月
26	横断歩道	音更町宝来北2条3丁目1番地先	翠柳大橋南側の宝来西通の変則交差点			継続	25年1月
27	横断歩道	音更町宝来北2条4丁目7番地先	道道帯広浦幌線(73号)と木野西通の変則交差点			継続	25年1月
28	横断歩道	音更町木野西通16丁目2番地先	共栄中学校生徒通用門前 緑陽通【北7線】			継続	27年1月
29	横断歩道	音更町木野西通11丁目10番地先	国見通と町道1-42号の交差点南側			継続	28年1月
30	横断歩道	音更町木野西通17丁目1番地先	共栄コミュニティセンター東側			継続	28年1月
31	横断歩道	音更町宝来西町南2丁目18番地先	町道と道道長流枝内木野停車場線の合流地点			継続	30年1月
32	横断歩道	音更町ひびき野西町1丁目7番地先	町道と道道長流枝内木野停車場線の合流地点			継続	30年1月
33	横断歩道	音更町字西中音更北14線8番地先	道道東瓜幕芽室線と道道笹川土幌線の交差点西側			継続	31年1月
34	横断歩道	音更町字東土狩西7線44番地先	道道川西芽室音更線と町道1-510号との交差点			継続	31年1月
35	横断歩道	音更町宝来仲町北1丁目2番地1先	道道帯広浦幌線と町道846号・346号との交差点			継続	元年8月
1	速度規制	音更町木野大通東14丁目1番地先～木野大通東14丁目4番地先	町道北6線道路と町道121号線の町道北6線道路(国道241号～木野東大通【東2線道路】間)	550	50km/h	継続	15年12月
2	速度規制	音更町北鈴蘭北5丁目5番地先～中鈴蘭南6丁目3番地先	鈴蘭新通(西3号)北6線～北4線道路間	1,100	40km/h	継続	14年3月
3	速度規制	音更町ひびき野仲町1丁目1番地先～ひびき野東町1丁目10番地先	町道869号道路～町道701号	250	40km/h	継続	15年2月
4	速度規制	音更町共栄台東11丁目4番地先～共栄台東11丁目5番地先	町道260号道路～共栄幹線	330	40km/h	継続	15年2月
5	速度規制	音更町字下音更北5線13番地先～字下音更北5線18番地先北5線道路	北5線道路(西3号～西4号間)	545	40km/h	継続	14年3月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年月
6	速度規制	音更町木野大通西18丁目2番地先～木野大通西19丁目10番地先	町道313号線道路・北8線～北9線道路間	550	40km/h	継続	12年1月
7	速度規制	音更町新通9丁目2～4番地先	国道241号～音更東大通間	270	40km/h	継続	8年11月
8	速度規制	音更町緑陽台南区32番地先～共栄台西13丁目1番地先	町道西2号道路・北7線道路～北6線間、町道832号道路・北6線～共栄幹線道路間	1,150	50km/h	継続	8年11月
9	速度規制	音更町木野西通11丁目10番地先～木野大通西5丁目1番地先	基線道路(北4線)～神田橋～町道370号線道路～国道241号間	900	40km/h	継続	8年11月
10	速度規制	音更町雄飛が丘仲区1番地先～南区3番地先	町道音更5号～千畳通【町道音更3号】	1,100	40km/h	継続	7年11月
11	速度規制	音更町大通1丁目1番地先～9丁目1番地先～新通1丁目7番地先	町道鉄道公園通	920	40km/h	継続	8年11月
12	速度規制	音更町新通7丁目3～5番地先	町道音更4号【国道241号～音更東大通間	200	40km/h	継続	8年11月
13	速度規制	音更町雄飛が丘南区2番地先～大通9丁目4番地先	町道121号線・基線道路～道道音更新得線	270	40km/h	継続	8年11月
14	速度規制	音更町字下士幌北5線東43番地先～33番地先	町道北5線道路	1,100	50km/h	継続	16年12月
15	速度規制	音更町字然別北8線西45番地先	町道北8線道路、旧然別小学校前	400	30→60km/h	継続	16年12月
16	速度規制	音更町駒場東～字東音更幹線10番地先	町道1号道路	1,580	40→60km/h	継続	16年12月
17	速度規制	音更町雄飛が丘北区1番地先	町道5号道路	75	40km/h	継続	16年12月
18	速度規制	音更町雄飛が丘北区1番地先～柏寿台2番地先	町道5号道路	140	40km/h	継続	16年12月
19	速度規制	音更町雄飛が丘仲区1番地先	町道4号道路	250	40km/h	継続	16年12月
20	速度規制	音更町大通6丁目2番地先～新通6丁目8番地先	町道4号道路	310	40km/h	継続	16年12月
21	速度規制	音更町十勝川温泉南15丁目1番地先～北19丁目1番地先	道道帯広浦幌線73号	530	40km/h	継続	16年12月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年月
22	速度規制	音更町字万年基線～上然別西2線89番地先	町道 基線	2,200	40→50km/h	継続	16年12月
23	速度規制	音更町木野大通西9丁目1番地先～10丁目2番地先	町道735号、町道736号道路	360	30km/h	継続	19年1月
24	速度規制	音更町ひびき野西町1丁目1番地先～ひびき野東町1丁目6番地先	町道1104号、1067号、1075号	720	40km/h	継続	20年1月
25	速度規制	音更町字下士幌北2線東49番地先～東56番地先	道道帯広浦幌線(73号)	600	40km/h	継続	21年1月
26	速度規制	音更町北鈴蘭北2丁目3番地先～北鈴蘭南2丁目1番地先	町道1050号	560	40km/h	継続	21年1月
27	速度規制	音更町駒場並木	十勝牧場内白樺並木通	1,380	30km/h	継続	22年1月
28	速度規制	音更町東通10丁目1番地先～11丁目1番地先	町道1196号	360	30km/h	継続	24年1月
29	速度規制	音更町大通15丁目1番地先	町道東1号道路	540	40km/h	継続	25年1月
1	駐車禁止	音更町木野大通西16丁目1番地先～西17丁目1番地先	町道1002号道路・北7線道路～北8線道路間	550	両側	継続	6年11月
2	駐車禁止	音更町宝来西町南1丁目1番地先～宝来西町南2丁目15番地先	宝来西通(東3号)北3線～北2線道路	550	両側	継続	13年3月
3	駐車禁止	音更町柳町仲区16番地69先～柳町仲区16番地84先	北8線道路の木野東大通から町道2-439の間	180	両側	継続	30年1月
1	はみ出し禁止	音更町字東士狩西7線32番地先～字東士狩西6線69番地先	道道川西芽室音更線	3,300		継続	10年12月
2	はみ出し禁止	音更町字下士幌北5線東43番地先～33番地先	町道北5線道路	1,100		継続	16年12月
	一時停止	字下音更北8線西14番地先ほか		全140	箇所		
		◎新規		1	箇所		
		□継続		139	箇所		
	その他	北鈴蘭南1丁目3番地先ほか		全11	箇所		
		◎新規		0	箇所		
		□継続		11	箇所		
	全要望合計			全267	箇所		
		◎新規		1	箇所		
		□継続		266	箇所		

1 安全対策			1,106 千円
(1) 交通安全旗の購入	(500枚)	237 千円	
(2) 注意看板設置	(交差点注意等 50枚)	869 千円	
2 幼児・新入学児童安全対策			425 千円
(1) ランドセルカバー	(新入学児童)	138 千円	
(2) 幼児交通安全教材	(クレヨン、交通安全自由帳ほか)	287 千円	
3 団体等に対する補助・負担金			1,295 千円
(1) 交通安全協会		1,170 千円	
(2) 交通安全指導員協議会等		125 千円	
4 交通安全指導員活動費等			18,311 千円
	交通安全指導員、児童交通安全指導員、交通安全推進員		
	(現在42名) (現在17名) (現在1名)		
5 街路灯設置及び維持管理費等			50,774 千円
(1) 電気料	(街路灯、防犯灯 約3,550基)	33,000 千円	
(2) 街路灯修繕等	(ランプ取替等)	2,776 千円	
(3) 防犯灯新設工事	(11灯)	566 千円	
(4) 街路灯新設工事	(1基)	1,276 千円	
(5) 街路灯更新工事	(4基)	6,380 千円	
(6) 街路灯撤去工事	(5基)	990 千円	
(7) 街路灯塗装工事	(6基)	620 千円	
(8) 街路灯腐食調査	(160基)	616 千円	
(9) 町内会防犯灯維持費交付金	(95町内会に対する電気料)	4,550 千円	
	合計		71,911 千円

音更町附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもって組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）※抜粋

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	音更町交通安全運動推進委員会	交通安全の推進に関する事項について、審議を行うこと。	10人以内	2年

備考 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

音更町交通安全運動推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例(平成22年音更町条例第 号)第4条の規定に基づき、音更町交通安全運動推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次の掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係諸団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、町民生活部環境生活課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。